

## 産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例

平成3年3月22日

条例第3号

改正 平成4年3月26日条例第3号 平成10年3月27日条例第1号

平成10年12月22日条例第37号

産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例をここに公布する。

産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関し必要な事項を定めることにより、産業廃棄物の適正な処理の確保を図り、もって生活環境の保全に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 産業廃棄物 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第2条第4項に規定する産業廃棄物をいう。

(2) 産業廃棄物処理施設 法第15条第1項に規定する産業廃棄物処理施設及びこれに準ずる施設で、規則で定めるもの（高松市の区域内のみに設置されるものを除く。）をいう。

(3) 産業廃棄物処理施設の設置 産業廃棄物処理施設を設置し、又は法第15条第2項第4号から第7号までに掲げる事項の変更（規則で定める軽微な変更を除く。）をするなどをいう。

(4) 紛争 産業廃棄物処理施設の設置に伴って生ずるおそれのある生活環境への影響に関して、設置者と利害関係者との間で生ずる争いをいう。

(5) 設置者 産業廃棄物処理施設の設置をしようとする者をいう。

(6) 利害関係者 産業廃棄物処理施設の設置に関し利害関係を有する者をいう。

一部改正〔平成4年条例3号・10年1号・37号〕

(当事者の責務)

第3条 設置者は、産業廃棄物処理施設の設置に当たっては、生活環境の保全のために必要な措置を講じ、紛争を未然に防止するよう努めなければならない。

2 設置者及び利害関係者は、相互の立場を尊重するとともに、紛争が生じたときは、自主的に解決するよう努めなければならない。

一部改正〔平成10年条例1号〕

(協定の締結)

第4条 設置者と利害関係者が産業廃棄物処理施設の設置について生活環境の保全のために必要な事項を内容とする協定を締結しようとする場合には、知事は、必要があると認めるときは、その内容について必要な助言をするものとする。

一部改正〔平成10年条例1号〕

(あっせん)

第5条 設置者又は利害関係者は、紛争が生じたときは、知事に対し、あっせんの申請をすることができる。

2 知事は、前項の規定による申請があった場合において、生活環境の保全のために必要があると認めるときは、あっせんを行うものとする。

3 知事は、前項のあっせんを行うために必要と認める市又は町の長（以下「関係市町長」という。）の協力を求めて、当事者間をあっせんし、双方の主張の要点を確かめ、紛争が解決されるよう努めるものとする。この場合において、知事は、香川県産業廃棄物審議会の意見を聴くものとする。

一部改正〔平成10年条例1号〕

(あっせんの打切り)

第6条 知事は、あっせんに係る紛争について、あっせんによっては紛争の解決の見込みがないと認めるときは、当該あっせんを打ち切ることができる。

2 知事は、前項の規定によりあっせんを打ち切ろうとするときは、関係市町長の意見を聴くものとする。

3 知事は、あっせんを打ち切ったときは、その旨を関係市町長及び当事者に通知するものとする。

一部改正〔平成10年条例1号〕

(報告の徴収)

第7条 知事は、設置者に対し、この条例の施行に必要な限度において報告を求めることができる。

一部改正〔平成10年条例1号〕

(香川県産業廃棄物審議会)

第8条 この条例の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議するほか、知事の諮問に応じ、産業廃棄物処理施設の設置に関する重要な事項を調査審議するため、香川県産業廃棄物審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、委員7人以内で組織する。

3 審議会の委員は、学識経験のある者のうちから知事が委嘱する。

4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることができる。

6 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

追加〔平成10年条例1号〕

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

一部改正〔平成10年条例1号〕

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(平成3年6月規則第36号で、同3年6月10日から施行)

(附属機関を構成する委員その他の構成員の報酬等に関する条例の一部改正)

2 附属機関を構成する委員その他の構成員の報酬等に関する条例 (昭和32年香川県条例第43号) の一部を次のように改正する。

別表1 知事の附属機関中

「香川県自然環境保全審議会」	委員 日額7,200円 専門委員 日額7,200円	委員8級 専門委員8級	」
----------------	------------------------------	----------------	---

を

「香川県自然環境保全審議会」	委員 日額7,200円 専門委員 日額7,200円	委員8級 専門委員8級	」
「香川県産業廃棄物審議会」	委員 日額7,200円	委員8級	」

に改める。

附 則 (平成4年3月26日条例第3号)

この条例は、規則で定める日から施行する。

(平成4年7月規則第50号で、同4年7月4日から施行)

附 則 (平成10年3月27日条例第1号)

この条例は、平成10年6月17日から施行する。

附 則 (平成10年12月22日条例第37号)

(施行期日)

1 この条例は、平成11年4月1日から施行する。〔後略〕

(産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

2 この条例の施行の日前に第4条の規定による改正前の産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例第5条第1項の規定によりなされた申請に係るあつせんについては、なお従前の例による。